

都留市史

資料編 近現代

一 水道布設ノ件ニ伴フ委員設置ノ件
 一本町ノ基本財産ヲ増加スルノ方法ニ付、委員ヲ設置スルノ件
 右目下最大急務ノ経営ナルベキ要件ト推考ス、右及建議候也

右町會議員

明治三十五年三月二十三日

西村 嘉吉

贊成

羽田 長太郎

外 五名

(明治三五〇三七年「議事所関」)

(都留市蔵 旧谷村町役場文書八八)

一 町政改善各種委員會設置の建議書

明治三十五年(一九〇二)三月

建議書

今ヤ国運日ニ月ニ進運隆盛ノ秋ニ當リ、本町ノ如キ一小僻町ニアリ
 シモ、中央鐵道及馬車鐵道ノ如キ不日完全スルノ日近キニアリ、時
 勢ノ然ラシム処頗フル輻湊ノ地ト化シ、諸設ノ事業頻々トシテ勃興
 スルハ火ヲ見ルヨリ明カナリ、此時ニ當リ、左ノ方法ヲ設ケ、地方
 一般ノ福利ヲ増進スル事熱望ニ堪ヘズ、依テ茲ニ建議ス

【解説】 鐵道などの發展に即応して谷村の将来を考ふるための各種の委員會の設置を建議している。国家や社会の大きな發展を感じ取りながら、谷村はどうあるべきかが人々の念頭にあったのだろう。

一 區 中央線敷設に関する貨物旅客調査表

明治三十五年(一九〇二)十一月

中央線敷設ニ関ル貨物輸出入並ニ旅客調査表綿密取調及進達候也

明治廿五年十一月十日

村長代助役

二課長宛

追テ当初取調ニ係ル分併テ及進達候也

貨物輸入表

南都留郡 盛里村

品名	数	量	内見積高	単数ニ対スル容量	同重量	価額	金額	出先		總数	總數ニ対スル運賃	運搬方法	要摘
								場所	距離				
米	九百八十俵	九百八十俵	同	長三三六寸 長二尺	十六貫三円五十錢	三十四百円	同	同	谷村	二里一萬五千六百八十メ	四九〇〇〇	駄馬	
麥	七百俵	七百俵	同	長三三九寸 長二尺	十八貫三円十錢	二二七〇〇	同	同	同	同	三八五〇〇	同	
雜穀	六百七十俵	六百七十俵	同	同	十八貫三円三十錢	二二二一〇	同	同	同	同	三六八五〇	同	
食塩	千二百俵	千二百俵	同	長二尺	六貫三十錢	三六〇〇〇	同	同	同	同	七千二百メ	同	
醬油	二百樽	二百樽	同	長三三六寸 長一尺一寸	六貫一円二十錢	二四〇〇〇	同	同	同	同	千式百メ	同	
酒類	七百五十樽	七百五十樽	同	長三三六寸 長一尺一寸	五貫五百匁一円五十錢	一一二五〇	同	同	同	同	四千二百二十五メ	同	
酢	八十樽	八十樽	同	長三三六寸 長一尺一寸	五貫	六四〇〇	同	同	同	同	四百メ	同	
砂糖	三十俵	三十俵	同	長三三六寸 長一尺一寸	十六貫	二四〇〇	同	同	同	同	四百八十メ	同	
菓子	四百個	四百個	同	長三三六寸 長一尺一寸	一貫六百匁一円三十錢	五二〇〇	同	同	同	同	六百四十メ	同	
製茶	三十個	三十個	同	長三三六寸 長一尺一寸	八貫	六〇〇〇	同	同	同	同	式百四十メ	同	
食料	□個	□個	同	長三三六寸 長一尺一寸	八貫	一六〇〇	同	同	同	同	八十メ	同	
錐詰	□個	□個	同	長三三六寸 長一尺一寸	八貫	一六〇〇	同	同	同	同	八十メ	同	
烟草	二百四十籠	二百四十籠	同	長三三六寸 長一尺一寸	二貫五百匁	二四〇〇	同	同	同	同	三百五十メ	同	
魚類			同	長三三六寸 長一尺一寸			同	同	同	同		同	
干物	二十捆	二十捆	同	長三三六寸 長一尺一寸	八貫五円五十錢	一一〇〇〇	同	同	同	同	百六十メ	同	

ヲ可決ス

確定議

富士馬車鉄道株式会社ノ甲蓋設置願ハ、左記工事ノ設計ヲ履行

スルニ於テハ許可スル事

一、甲蓋ノ長ハ三尺乃至六尺トス

一、一寸厚ノ栗板ニ応シテ切断シ、之レヲ三尺乃至六尺ノ二寸棒

ニ打附ケ、板ノ横端ヲ石積ノ上ニ懸ル事

一、間口ノ広狭ニ拘ハラズ、老軒毎ニ一尺乃至三尺ノ揚蓋ヲ設ク

ル事、其設計ハ前項ニ準スル事

一、揚蓋ニハ鉄輪ヲ附クル事

十番羽田 富士馬車鉄道株式会社ノ依頼ニヨリ、買収土地調査ノ為

メ、本町内下谷字一本地蔵道路傍附近ヲ踏査シタルニ、元新井

道ト称ヘタル道路ヲ横領シアル事ヲ発見シタリ、其場所ハ千五百

四十一番ノ内巻ヨリ千五百六十一番ノ内一ノ間ニシテ、田ノ西側

ニ六尺乃至七尺ノ道路アリタルコトハ、役場保存ノ分間図面ニ徴

スルモ明ナリ、然ルニ現今ハ隣地主横領シ、何レモ耕作ヲ為シ、

又ハ家屋ヲ建設シ、更ニ道路ノ形跡ナシ、依テ实地調査ヲ為シ、

前記ノ道路ニ属スル土地ヲ其筋ヨリ払下ゲ、町有トナス事ヲ茲ニ

建議ス

三番西村 十番ノ建議ヲ議題トシテ審議スル事ニセシ

全会一致ヲ以テ、建議ヲ入レテ議題トナス事ニ決ス

議長牛田町長 新井道々路ニ属スル土地払下ノ件、第一次会ヲ開

ク、

十番羽田 新井道ノ幾分ヲ払下ゲントシテ、已ニ出願セシモノアリ

タルヤニ聞ク、本案可決ノ上ハ理事者ハ至急調査ヲ為シテ、払下

ノ手續キヲセラレタシ

三番西村 本案ヲ可決シ、第二次会・第三次会ヲ省略シテ確定セン

一番志村・四番富山・十七番加藤賛成シ、全会一致ヲ以テ可決シ且

ツ第二次会・第三次会ヲ省略シテ確定議ト為ス

議長牛田町長 閉会ヲ宣告ス

午後八時散会ス

右会議ノ願末ヲ録取シ、之レヲ議場ニ於テ朗読シ、其正当ナルヲ証

スル為メ、茲ニ署名捺印ス

明治三十五年十二月二十七日

議長 牛田 五 朗 印

議員

志村 武 蔵 印

小林 友 益 印

西村 嘉 吉 印

富山 幸 太 郎 印

鈴木 幸 三 郎 印

横山 吉 朗 印

奥 孫 三 郎 印

藤本 八 兵 衛 印

羽田 長 太 郎 印

森 嶋 為 吉 印

吉村 泉 印

加藤 房 吉 印

(明治三十五年「議事録」)

(都留市蔵 旧谷村町役場文書八九)

【解説】 富士馬車鉄道株式会社ノ軌道敷設のため飲用水路に蓋をか

ぶせる工事に関連した議案の審議がなされている。馬車鉄道株式会

社は明治三六年に開業した。開業当時の車両は二一、馬は三五、乗

客数は約八万人である。

第拾巻回（自明治三十九年七月）
至同（至同）年十二月）貸借対照表

負債											資産													
資 本 金	準 備 積 立 金	別 段 積 立 金	前 期 繰 越 金	身 元 保 証 金	未 払 代 金	借 入 金	当 期 利 益 計	合 計	線 路	車 輛	建 物	馬 匹	什 器	車 輛 馬 匹 用 器 具	貯 藏 物 品	貸 与 品 代	預 け 金	仮 出 金	未 収 入 金	果 庁 納 金	荷 物 運 送 部 資 金	当 座 預 金	合 計	
七〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二六九、七四六	一一三五〇	一三二八二	一、七三三、六八〇	六、七三二、五四一	七九、四六一、七四九	五二、七二六、五五五	七、二五四、七九三	五、七七八、一〇〇	二、四九八、二一一	五五二、〇二五	五九四、三二〇	二、七〇二、一九九	七一九〇〇	三〇〇、〇〇〇	六一一六〇	一五〇〇〇	一、七三三、六八〇	五〇〇、〇〇〇	四、六七四、八九六	七九、四六一、七四九	七九、四六一、七四九

富士馬車鉄道株式会社

第拾巻回（自明治三十九年七月）
至同（至同）年十二月）損益勘定書

総 金					総 損													
乗 客 賃	雑 収 入	利 息	払 馬 代 金 計	合 計	諸 給 料 税	諸 給 料	雑 給 料	奨 励 費	旅 時 費	臨 時 費	營 繕 費	車 輛 馬 具 修 繕 費	雑 費	借 地 料	馬 匹 費	利 息	馬 匹 損	合 計
一四、四三二、二〇〇	八七三、八七一	一〇二、六六〇	七〇〇、〇〇〇	一五、四七七、七三一	三九一、七五九	一、九三七、九一五	三八七、七五〇	二九七、四八五	九九三〇	四八八〇〇	一、八一〇、七〇一	五八七、九二五	四七七、四四一	三三二、一九八	二、二二五、六三六	一七五〇〇	二二一、三八〇	八、七四六、一九〇

損益差引
金六千七百參拾巻円五拾四錢壹厘

純益金

（境 天野恒安家文書 交通四九）

【解説】 発足したばかりの富士馬車鉄道会社の経営状態は、この貸借対照表と損益計算書で大体のところは把握出来る。資本や資産総額に比しての当期利益金の比はかなり高いと云ってよい。また資産

科目のなかで、車両や馬匹の比重が小さいことも印象的である。したがって利益金高が、乗客賃のほぼ四割以上であるというのも、馬匹費などが安いいため損金部分が小さいことが原因だといえよう。

三三 富士登山客と馬車屋報道

明治三十九年（一九〇六）八月

●富士登山客と馬車屋

郡内谷村小沼間往復の馬車屋連は、昨今富士登山客多き為め乗物の逼迫せるを当込み、予て沿道各駅の旅人宿へ馬車切符を預け置き、多少の手数料を之れに与へて止宿の登山客に売付けさせ、其切符を所持せるもののみ乗車せしめ、其他は一切断りて乗車せしめざるよう、旅客の迷惑一方ならず苦情の声高きを聞込み、保安課にては昨日谷村吉田両署に対し此の取締方につき照会する所ありし由なるが、多分明日頃より馬車一台に付巡査一名宛乗込み取締を為す事になるべしと云ふ

（明治三十九年八月二日「山梨日日新聞」）

【解説】 富士登山客が富士馬車鉄道（明治三六年開通）を利用するさい、特定客だけを優遇したためにおこつたトラブルで、普段とは違ふ登山シーズンのさいの馬車鉄の強い立場が分かるう。

三三 富士馬車鉄道の時間改正報道

明治四一年（一九〇八）三月

富士馬鉄の時間改正

別項記載の富士馬車鉄道会社にては、昨今の乗客増加に鑑、本日より発着時間を左の如く改正実行する。

午 前		午 後	
小沼	谷村	谷村	小沼
発	着	着	発
六、一九	七、〇一	七、〇五	七、二五
七、〇一	七、〇五	八、一一	八、三二
七、一三	七、一七	九、〇七	九、二二
			一〇、〇一
			一〇、一五
			一〇、二九
			一一、〇三
			一一、一七
			一一、三一
			一一、四五
			一一、五九
			一二、〇三
			一二、〇七
			一二、一一
			一二、一五
			一二、一九
			一二、二三
			一二、二七
			一二、三一
			一二、三五
			一二、三九
			一二、四三
			一二、四七
			一二、五一
			一二、五五
			一二、五九
			一三、〇三
			一三、〇七
			一三、一一
			一三、一五
			一三、一九
			一三、二三
			一三、二七
			一三、三一
			一三、三五
			一三、三九
			一三、四三
			一三、四七
			一三、五一
			一三、五五
			一三、五九
			一四、〇三
			一四、〇七
			一四、一一
			一四、一五
			一四、一九
			一四、二三
			一四、二七
			一四、三一
			一四、三五
			一四、三九
			一四、四三
			一四、四七
			一四、五一
			一四、五五
			一四、五九
			一五、〇三
			一五、〇七
			一五、一一
			一五、一五
			一五、一九
			一五、二三
			一五、二七
			一五、三一
			一五、三五
			一五、三九
			一五、四三
			一五、四七
			一五、五一
			一五、五五
			一五、五九
			一六、〇三
			一六、〇七
			一六、一一
			一六、一五
			一六、一九
			一六、二三
			一六、二七
			一六、三一
			一六、三五
			一六、三九
			一六、四三
			一六、四七
			一六、五一
			一六、五五
			一六、五九
			一七、〇三
			一七、〇七
			一七、一一
			一七、一五
			一七、一九
			一七、二三
			一七、二七
			一七、三一
			一七、三五
			一七、三九
			一七、四三
			一七、四七
			一七、五一
			一七、五五
			一七、五九
			一八、〇三
			一八、〇七
			一八、一一
			一八、一五
			一八、一九
			一八、二三
			一八、二七
			一八、三一
			一八、三五
			一八、三九
			一八、四三
			一八、四七
			一八、五一
			一八、五五
			一八、五九
			一九、〇三
			一九、〇七
			一九、一一
			一九、一五
			一九、一九
			一九、二三
			一九、二七
			一九、三一
			一九、三五
			一九、三九
			一九、四三
			一九、四七
			一九、五一
			一九、五五
			一九、五九
			二〇、〇三
			二〇、〇七
			二〇、一一
			二〇、一五
			二〇、一九
			二〇、二三
			二〇、二七
			二〇、三一
			二〇、三五
			二〇、三九
			二〇、四三
			二〇、四七
			二〇、五一
			二〇、五五
			二〇、五九
			二一、〇三
			二一、〇七
			二一、一一
			二一、一五
			二一、一九
			二一、二三
			二一、二七
			二一、三一
			二一、三五
			二一、三九
			二一、四三
			二一、四七
			二一、五一
			二一、五五
			二一、五九
			二二、〇三
			二二、〇七
			二二、一一
			二二、一五
			二二、一九
			二二、二三
			二二、二七
			二二、三一
			二二、三五
			二二、三九
			二二、四三
			二二、四七
			二二、五一
			二二、五五
			二二、五九
			二三、〇三
			二三、〇七
			二三、一一
			二三、一五
			二三、一九
			二三、二三
			二三、二七
			二三、三一
			二三、三五
			二三、三九
			二三、四三
			二三、四七
			二三、五一
			二三、五五
			二三、五九
			二四、〇三
			二四、〇七
			二四、一一
			二四、一五
			二四、一九
			二四、二三
			二四、二七
			二四、三一
			二四、三五
			二四、三九
			二四、四三
			二四、四七
			二四、五一
			二四、五五
			二四、五九
			二五、〇三
			二五、〇七
			二五、一一
			二五、一五
			二五、一九
			二五、二三
			二五、二七
			二五、三一
			二五、三五
			二五、三九
			二五、四三
			二五、四七
			二五、五一
			二五、五五
			二五、五九
			二六、〇三
			二六、〇七
			二六、一一
			二六、一五
			二六、一九
			二六、二三
			二六、二七
			二六、三一
			二六、三五
			二六、三九
			二六、四三
			二六、四七
			二六、五一
			二六、五五
			二六、五九
			二七、〇三
			二七、〇七
			二七、一一
			二七、一五
			二七、一九
			二七、二三
			二七、二七
			二七、三一
			二七、三五
			二七、三九
			二七、四三
			二七、四七
			二七、五一
			二七、五五
			二七、五九
			二八、〇三
			二八、〇七
			二八、一一
			二八、一五
			二八、一九
			二八、二三
			二八、二七
			二八、三一
			二八、三五
			二八、三九
			二八、四三
			二八、四七
			二八、五一
			二八、五五
			二八、五九
			二九、〇三
			二九、〇七
			二九、一一
			二九、一五
			二九、一九
			二九、二三
			二九、二七
			二九、三一
			二九、三五
			二九、三九
			二九、四三
			二九、四七
			二九、五一
			二九、五五
			二九、五九
			三〇、〇三
			三〇、〇七
			三〇、一一
			三〇、一五
			三〇、一九
			三〇、二三
			三〇、二七
			三〇、三一
			三〇、三五
			三〇、三九
			三〇、四三
			三〇、四七
			三〇、五一
			三〇、五五
			三〇、五九
			三一、〇三
			三一、〇七
			三一、一一
			三一、一五
			三一、一九
			三一、二三
			三一、二七
			三一、三一
			三一、三五
			三一、三九
			三一、四三
			三一、四七
			三一、五一
			三一、五五
			三一、五九
			三二、〇三
			三二、〇七
			三二、一一
			三二、一五
			三二、一九
			三二、二三
			三二、二七
			三二、三一
			三二、三五
			三二、三九
			三二、四三
			三二、四七
			三二、五一
			三二、五五
			三二、五九
			三三、〇三
			三三、〇七
			三三、一一
			三三、一五
			三三、一九
			三三、二三
			三三、二七
			三三、三一
			三三、三五
			三三、三九
			三三、四三
			三三、四七
			三三、五一
			三三、五五
			三三、五九
			三四、〇三
			三四、〇七
			三四、一一
			三四、一五
			三四、一九
			三四、二三
			三四、二七
			三四、三一
			三四、三五
			三四、三九
			三四、四三

大正五年一月十五日改正														
富士馬車鉄道路線時刻表														
		前						後						
		午			前			午			後			
吉田発	下													
小沼着	リ													
谷村着														
大月着														
大月発	上													
汽車														
谷村発														
小沼着														
吉田着														
長野行														
甲府行														
のりかへ														
飯田町行														
名古屋行														
飯田町行														
松本行														
飯田町行														
松本行														
飯田町行														
上諏訪行														
飯田町行														
松本行														

後			
五、三〇	六、一〇	六、四〇	一、一〇
六、四〇	七、二〇	七、二〇	一、一〇
一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇
一、一〇	一、一〇	一、一〇	一、一〇
飯田町行	猿橋行	甲府行	飯田町行
一、五五	一、四三	九、一四	一、五五
二、〇八	一、五〇	九、二〇	二、〇八
三、一八	一、〇〇	一〇、一七	三、一八

（境 天野恒宏家文書 交通六三）

【解説】 富士馬車鉄道の時刻表である。山梨日日新聞（大正七年三月一日）には大月から小沼までの間の軌道は県道にレールを敷設して頻繁に往復しており、夏期は富士登山者の客がすこぶる多く、従って利益配当も多い。しかし、最近は大月脱線し、ついでいぎんでは転覆騒ぎもおこっている。このままでは不安なので、軌道の管理・改良が不十分である、と記述されている。